

平成 26 年度 第 1 回

介護予防・高齢者活躍推進に関する会議

資料 2

議事（1）『代表・副代表の選任について』

5(2) 代表・副代表の選任について

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議開催要綱(抜粋)

(会議)

第6条 保健福祉局長は、第2条に定める事項に関する意見や情報を聴取し助言を得るため、当該事項ごとに構成員を招集し、構成員の意見を踏まえ会議を開催し運営する。

2 推進会議は、第1項に基づき招集された会議において、第2条に掲げる事項ごとに意見交換し、助言を行う。

3 第1項に定める会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、当該会議の決定により非公開とする。

(1) 不開示情報（北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条）に該当する事項について、意見交換等を行う場合

(2) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議の運営について(抜粋)

(要綱第6条関係)

第1条 要綱第6条に基づく会議は、別表1の区分により行う。

2 前項に定める会議は、別表1の区分ごとに、各会議の構成員の互選により選任された代表と副代表を置く。但し、別表1の区分6の代表は要綱第5条に定める座長が、副代表は要綱第5条に定める副座長が務める。

〔選任結果〕

| 役職 | 氏名 | 所属団体 |
|-----|----|------|
| 代表 | | |
| 副代表 | | |